

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分等取消請求上告受理
申立事件

国側当事者・杉並税務署長、武蔵野税務署長

平成21年12月15日受理

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成18年3月23日判
決、本資料256号-91・順号10351)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年12月13日判決、本資料2
56号-340・順号10600)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理する。
- 2 申立ての理由中、所得税法施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分を排除する。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たるが、申立ての理由中、所得税法施行令322条にいう「当該支払金額の計算期間の日数」の解釈適用の誤りをいう点を除く部分は、重要でないと認められる。

平成21年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	甲
申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
上記兩名訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	杉並税務署長 緑川 光
相手方	武蔵野税務署長 櫛山 俊明
上記兩名指定代理人	武藤 政男